



- ガリガリ君に学ぶ自立型スタッフの育成
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の税務に関して
- 医療機関のコロナ対策～診療科別の収入影響と支援策～
- テレワークを本格的に導入するためには

ガリガリ君に学ぶ自立型スタッフの育成

多くの経営者がスタッフに対する期待として持つのは、「経営者の分身として自立的に考え、行動するスタッフであって欲しい」と経営者の話の中から感じる事がよくあります。しかし、中小企業や小規模の組織では、社長など役員クラスの営業力や技術力が突出したスーパーリーダーが、指示を出し素直に指示を忠実に実行できるスタッフが重宝され、自立型スタッフは、なかなか育ちにくい組織の内部環境ではないのでしょうか。

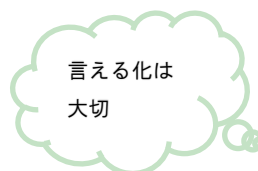
ある程度の組織の規模になったり、組織規模は変わらなくても経営環境が昔に比べると複雑で変化も激しくなっている業界が多いですから、判断業務が全て経営者に集中する状況は、組織の継続性や安定性からも好ましくありませんし、何よりトップの健康問題にも関係したら大変な事です。

では、どうしたらスタッフの自主性を引き出すことが出来るのでしょうか。20代の若手に大きな仕事を任せ上司はその支援をして成功し続けている企業があります。それは、年間5億本ものアイス売り中小メーカーながら大手に負けない経営を実現している、ガリガリ君で有名な「赤城乳業」です。同社の社員育成の成功要因の一つは、失敗の奨励にあると思います。若い人や仕事に未熟な人にとって**最大の恐怖は、失敗への恐れ**です。学校教育でも「正しい答えが常にある」とその中で生きてきている人が多いので、職場で直面する問題にも同じように対応しようと考えがちです。なので上司に対して「正しい答えを先に教えてくれ」と考えてしまうのです。また、へたに自分の考えを言って間違えたら自尊心が傷つくのが怖く、下手に自分の考えが採用され、そのアイデアの実行責任を全部、自分にかぶされても困るといった思考に陥りがちになります。

ここで、単純うっかりミスと失敗との区別が重要です。不注意はいけませんが失敗は、学ぶ対象になります。失敗をするには、「自分はこうしたい」という意思と状況を読んで解決策を自分なりにいくつか考えを持って実行した結果でないと失敗とは呼べません。答えを待っているのではなく、どんどん自分なりの仮説を立て実行し、失敗を許容する雰囲気作りを赤城乳業の井上社長は、しっかりされているのだと思います。同様のアプローチとして、ひたい用冷却シート「熱さまシート」、タンククリーナー「ブルーレット」などの国内ナンバー1のシェアを誇るブランドを作り出し続ける「小林製薬」が有名です。そして、もう一つ組織の生産性をあげるには、まずチームで持っている業務を洗いざらいにする「見える化」と、「ここがムダ」「あれ、これって時間かかりすぎじゃない？」と指摘しあえるようにする「言える化」が大切です。この繰り返しをして、チームの生産性は必然的に上昇するようになります。この**「見える化」からの「言える化」**できる**雰囲気作り**が赤城乳業では徹底されています。

「言える化」によりスタッフが お互いのアイデアや仮説をぶつけ、練られた案を実行すること、失敗しても、次に活かす糧を手にする事が出来たんだという価値観の醸成と共有することがスタッフの自立を育み、それが学ぶ組織の実現になるのではないのでしょうか。

成迫 升敏



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の税務に関して

新型コロナウイルス感染症拡大の影響より、各府省や自治体などから補助金や給付金などの支援制度が提供されています。また、感染拡大防止の取り組みや事業継続ための対策を事業者の方々は取っています。その税務上の取り扱いについていくつかピックアップしてまとめてみました。

Q1:新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、この助成金は所得税の課税対象になりますか？

A1:新型コロナ特法に基づく特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金は**非課税**となります。

Q2:持続化給付金は課税対象になりますか？

A2:事業所得等として**課税の対象**になりますが、**赤字**であれば課税されません。

Q3:雇用調整助成金は課税の対象ですか？

A3:雇用調整助成金(小学校休業等対応支援金等を含む)は事業所得等として**課税の対象**になります。

Q4:店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で当社の物件を賃借している事業者からの賃料の減額を求められました。今般の感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に依る予定です。この場合賃料の減額分は、法人税の取扱上、寄付金として取り扱われるのでしょうか？

A4:企業が賃貸借契約を締結している取引先に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額前の賃料の額と減額後の賃料の額との差額については、原則として相手方に対して**寄付金を支出したものと**して税務上取り扱われます。ただし、一定の条件を満たすものであれば、寄付金として取り扱われることはありません。

※寄付金で支出した場合、税法上一部が損金にならない場合があります。

Q5:新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みとして、取引先に対してマスクや消毒液を無償で提供した場合、提供に要する費用の額は、法人税の取扱上、寄付金以外の費用に該当しますか？

A5:取引先等がマスク不足で業務の遂行上、著しい支障が生じていること、取引先が業務を維持できない場合、貴社においても営業に支障が生じるなどの条件を満たした場合には、**寄付金以外の費用**に該当します。

Q6:当社は飲食店を営んでいます。開店費用が多額になるため「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、開業にかかる費用の消費税を還付してもらったつもりでしたが、2店目のオープンを諦めざるを得なくなりました。消費税の課税事業者の選択は取り消せないでしょうか？

A6:今般、措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている事業者の方で一定の条件を満たす方は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間については税期間の開始後であっても、**課税事業者を選択する**(又はやめる)ことができることとされました。

*特定課税期間とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としても収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

おそらくこの1年間は、コロナウイルス感染症と闘いながら経済の活性化を図っていくことになるかと思えます。今後も新たな支援策が国レベル・市町村レベルで出てくるかと思えますので、弊社も積極的に情報提供を致します。

川崎 祐子

医療機関のコロナ対策～診療科別の収入影響と支援策～

新型コロナウイルス感染拡大の影響で総収入が減少している医院が多く見受けられます。今回の事務所通信では、収入減少幅に応じて活用できる国等が実施する支援策を一覧にしました。

◆診療科ごとの総収入の減少幅

弊社関与先でコロナの影響が出始めた3月と4月の収入額を前年対比してみました。

大分類	中分類	3月	4月
医科	眼科	3.06%	-12.27%
	耳鼻咽喉科	-28.25%	-35.32%
	小児科	-24.68%	-26.16%
	整形外科	-7.96%	-11.89%
	精神科	-2.16%	-8.04%
	内科	-7.71%	-14.82%
	泌尿器科	-2.65%	-3.89%
	皮膚科	-9.10%	-11.44%
歯科	歯科	4.16%	-0.72%
薬局	調剤薬局	4.73%	-0.75%
全体平均		-7.06%	-12.53%

比較的、急性疾患の患者が多い診療科の減少幅が大きくなっているようです。逆に泌尿器科等の慢性疾患の患者が多い診療科では収入減少幅は小さくなっている傾向にあります。



◆国等が実施する主な支援策

収入減少が要件に含まれる主な支援策を下記にまとめました

分類	支援策名	収入要件	主な支援内容
給付金・助成金	持続化給付金	前年同月比 50% 以上収入減少	法人 200万円以内、個人事業主 100万円以内の給付
	雇用調整助成金	前年同月比 5% 以上収入減少	雇用保険に加入している従業員への休業手当の補助
	緊急雇用安定助成金		雇用保険に加入していない従業員への休業手当の補助
資金調達	福祉医療機構 長期運転資金融資	前年同月比 5% 以上の収入減少	診療所の場合、融資上限 4000万円、5年間無利息で元金返済も最大 5年猶予
	信用保証協会 セーフティネット保証 4号	前年同月比 20% 以上収入減少	一般保証とは別枠で最大 2億 8000万円まで保証、信用保証料は約 1%以内
	信用保証協会 セーフティネット保証 5号	最近 3ヶ月の前年同月比で 5% 以上収入減少	
	日本政策金融公庫 セーフティネット貸付	最近 3ヶ月の前年同月比または前々年同月比で 5% 以上収入減少	融資上限 4800万円、最大 3年据置、基準金利で 1.36%~1.75%程度
	長野県新型コロナウイルス感染症対応資金	前年同月比 5% 以上の収入減少	設備・運転あわせて上限 3000万円、最大 5年据置
	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付	前年または前々年の同月比 5% 以上収入減少	融資上限 6000万円、利息は 3000万円を上限に 3年間は実質無利息、元金返済も最大 5年猶予
税制上の措置	固定資産税等の軽減	前年同月比 30% 以上収入減少	令和 3年分の固定資産税等を軽減

注：上記支援策は、令和 2年 5月 31日時点のものです。

支援を受けるためには、ほとんどの場合、**収入要件以外にも満たさなければならない条件**があるのでご注意ください。上記支援策以外にも、感染拡大を防ぐための設備投資等に対する補助や、事業継続のために IT 導入を図る際に受けられる補助、国税や地方税といった税金の納付も猶予されるケースもあります。具体的な活用方法に関しては、弊社担当までご相談下さい。

前田 圭介

テレワークを本格的に導入するためには

オフィスワーク中心の業種では、緊急事態宣言を受けて、テレビ会議システムを使った商談・会議・採用面接や社内外の研修を web 上で行うことが当たり前の光景になってきました。また密を避けるためにテレワークや交替出勤に本格的に取り組んだ企業も多いようです。

テレビ会議やテレワークに戸惑いながらも、「テレビ会議も使いこなせば十分に用が足りる」「web 研修ならわざわざ首都圏まで出向かなくて済む」「むしろテレワークの方が事務作業などは集中できる」など、メリットを感じられた方も多いのではないのでしょうか。新型コロナによって図らずも働き方改革が急速に進むのかもしれませんが。私たちはここ数か月でアフターコロナの世界を疑似体験したわけですが、今はまさに疑似体験から得られた課題を整理し、この先のウィズコロナからアフターコロナの時代を見据えて働き方を変化させていくタイミングなのではないのでしょうか。

そこで今回はテレワークを本格的に導入しようとした場合にどのような課題があるか考えてみました。スタッフの自宅にノートパソコンやネット環境、仕事スペースが整っていることが前提ですが、会社サイドでも以下のような環境を整える必要があります。

① 社内ルールの整備

自宅など社外で業務を行うにあたり、情報管理や勤怠、進捗報告をどのように行うかなど **ルール設定**が必要です。



② 会社にあるデータへのアクセス

会社のデータに自宅からアクセスできないように制限されている場合も多いかと思えます。しかし、自宅から会社のサーバーに安全にアクセスできること、見たい資料が紙でなくデータで保存されていること、これらがクリアできないと結局出社して確認せざるを得なくなってしまいます。VPN(Virtual Private Network)やリモートデスクトップ、シンクライアントといった選択肢の中から **セキュリティやコストを中心に**検討していきます。



③ 社員同士のコミュニケーションを支援する IT ツールの利用

Chatwork などリアルタイムでチャットコミュニケーションが取れるツールや、Zoom などのテレビ会議システム、サイボウズやセールスフォースなどスタッフ同士で予定や情報を共有できるグループウェアなど、選択肢は多岐にわたりますので、**目的に依りて**組み合わせしていくのが良いでしょう。

IT ツール等の導入に際しては、IT 導入補助金（特別枠）や働き方改革支援助成金（テレワーク補助金）などが使えるケースがありますので是非ご検討ください。



テレワークを始めとした働き方改革を実現するためには、社内ルールや IT ツールを導入するだけでなく、それらをスタッフが実際に使いこなせるようにしなければ意味がありません。検討段階からスタッフも積極的に巻き込んで意見を吸い上げ、自社に適した働き方改革を進めてみてはいかがでしょうか。

高橋 由一



—おしらせ—

8月13日（木）から8月16日（日）まで

夏季休業とさせていただきます。

ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程を宜しくお願い致します

